

令和8年度平川市スポーツ大会参加に関する補助金

市は市内在住の小・中学生のスポーツ活動及びスポーツ少年団活動の振興を図るため、各種競技大会（平川市学校教育振興会補助金交付要綱対象者を除く。）に出場する選手に対し、派遣する事業に要する経費について、当該年度の予算範囲内において、平川市スポーツ大会参加に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付する。ただし青森県内で開催される大会は補助対象外とする。

対象者

1. 市内に在住する大会要項に定められた選手及び補欠選手の小・中学生。
2. 市内に在住する市外の小・中学校、市外クラブ等に所属している小・中学生。
※市内クラブ等に所属する者であっても市外に在住する者は対象外とする。
3. 市内の学校またはクラブ等で日頃から指導に携わっている監督、コーチ等（以下「監督等」という。）1名とし、住所は不問。
4. 日頃市外のクラブ等へ指導している監督等であっても、前項に規定する者が選抜選手として大会に参加するチームの監督等になる場合には、市内に在住する者は対象とする。ただし、監督等を職業としている者は対象外とする。
※補助対象選手が10名以上の場合は、補助対象者に監督等1名を追加することができる。

対象種目

国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技である競技種目並びに日本スポーツ協会に加盟している団体等、又は各種競技連盟、スポーツ協会が主催し、若しくは共催する競技種目のほか、市長が適当と認める大会とする。
※主催者、共催者要件により該当にならない大会もある。

対象経費

交通費：大会期間中に係るガソリン代、駐車場代、高速料金、乗り物代等
宿泊費：大会参加のために要する宿泊費
大会参加費：補助対象選手の人数分の参加費

補助金額

補助率：4分の3以内
補助限度額：補助対象地域ごとの限度額（P3 別表1）
※他団体等より助成がある場合は、その金額を収入に計上し、それを控除した額を補助対象経費とする。

申請期限

申請する大会の原則14日前までに提出

注意事項

- ・ 当該年度中に受けられる補助金交付回数は、原則として1人3回までとする。
- ・ 交付を受けた補助対象者は、大会終了後30日以内に実績報告書、領収書類を教育委員会スポーツ課経由で市長に提出し、補助金の確定を受けるものとする。

申請・問合せ先

〒036-0114 青森県平川市町居南田249番地
ひらかわドリームアリーナ2階 多目的室
教育委員会スポーツ課
TEL：0172-26-7429（直通）・FAX：0172-26-7920
E-mail：sports@city.hirakawa.lg.jp

申請の流れ

申請者

補助金の交付申請

申請期限：原則大会の14日前まで

- (1) 交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 収支予算書(様式3)
- (4) 大会参加者名簿
- (5) 東北大会、全国大会の要項
- (6) 予選となった大会の要項
- (7) 予選の結果(賞状、新聞の切り抜き、トーナメント表等)
- (8) 推薦または選抜されることがわかる書類
- (9) 交通費、宿泊費、大会参加費の根拠となる資料(見積り等)

この他に書類の提出を求める場合があります。

市

平川市
スポーツ課



市長

スポーツ課経由で
市長に提出・採択

市から交付決定通知書を郵送

申請者

- (1) 実績報告書(様式7)
- (2) 事業実績書(様式8)
- (3) 収支精算書(様式9)
- (4) 交通費、宿泊費等の領収書、レシート等
- (5) 大会の結果

大会終了後
30日以内に提出

この他に書類の提出を求める場合があります

市

平川市
スポーツ課



市長

スポーツ課経由で
市長に提出・採択

市から交付額確定通知を郵送

申請者

補助金請求書(様式6)

補助金の支払い(口座振込)

中止の場合

- ・ 大会開催地において、災害などの発生や新型インフルエンザ等感染症の蔓延などにより、大会に派遣することができないと教育委員会が判断した場合は、補助金申請の受付の停止、補助金の交付決定の取消し又は決定の一部変更を行う。
- ・ 前項により、補助対象経費に係る取消料が発生した場合は、取消料を補助対象経費とする。

その他

- ・ 申請書類は、市ホームページまたはスポーツ課窓口にあります。
- ・ 申請にあたっては、交付要綱や申請の流れをよくご覧ください。

補助対象地域ごとの補助金の上限額

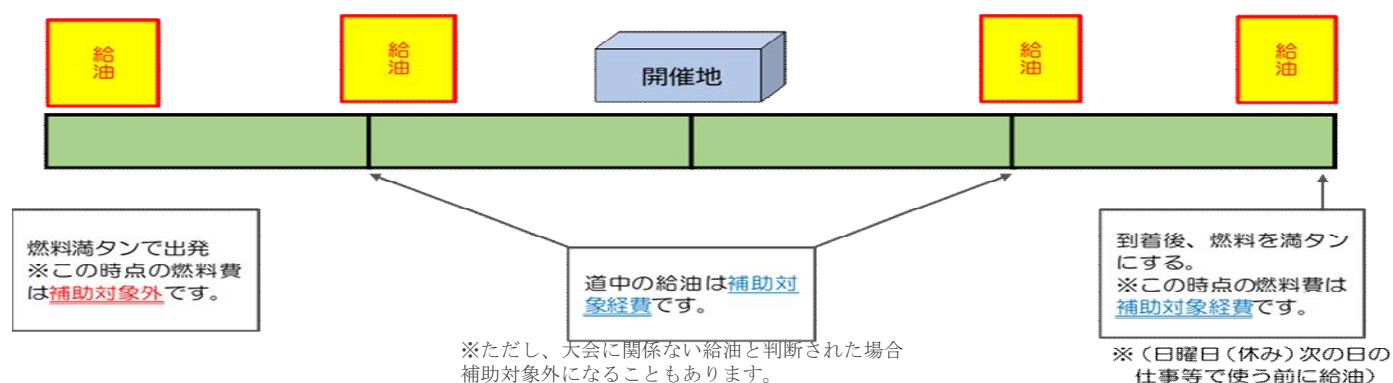
補助金の交付を受けることが出来る補助対象者は、予選並びに予選に準ずる大会で優秀な成績を収め、又は県小・中学校体育連盟及び各競技団体等から選抜され、全国大会及び東北大会等大会への参加資格を得た小・中学生の個人、若しくは選抜チーム・スポーツ少年団体等とする。

【別表第1】

補助対象地域	補助金の上限額 (小学生)	補助金の上限額 (中学生、監督等)
北海道	20,000円	30,000円
岩手県、秋田県	10,000円	10,000円
宮城県、山形県、福島県	15,000円	25,000円
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、 栃木県、群馬県、山梨県、長野県	25,000円	40,000円
新潟県、富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	30,000円	50,000円
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	45,000円	80,000円
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	50,000円	85,000円
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	60,000円	105,000円
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	65,000円	125,000円
沖縄県	75,000円	135,000円
アジア(日本を除く)	120,000円	150,000円
アジア以外(大洋州、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ)	150,000円	200,000円

留意点

・ 交通費(燃料代)について



※実績報告の収支清算書及び添付する領収書(コピー)をお間違えないよう、ご注意ください。